

大学改革支援・学位授与機構の 次期(第5期)中期目標の方向性について

令和6年1月16日
文部科学省

1. 構成案

第4期(現行)中期目標

I 政策体系における法人の位置づけ及び役割
II 中期目標の期間(H31.4.1~H36.3.31)
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
1 大学等の評価
(1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 (2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価
2 国立大学法人等の施設整備支援
(1)施設費貸付事業 (2)施設費交付事業
3 学位授与
(1)単位積み上げ型による学士の学位授与 (2)省庁学校修了者に対する学位授与 (3)学位授与事業の普及啓発
4 質保証連携
(1)大学等連携・活動支援 (2)国際連携・活動支援
5 調査研究
(1)大学等の改革の支援に関する調査研究 (2)学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 (新設)
6 大学・高専成長分野転換支援
IV 業務運営の効率化に関する事項
V 財務内容の改善に関する事項
VI その他業務運営に関する重要事項

第5期(次期)中期目標(案)

I 政策体系における法人の位置づけ及び役割
II 中期目標の期間(R6.4.1~R11.3.31)
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
1 大学等の評価
(1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 (2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価
2 国立大学法人等の施設整備支援
(1)施設費貸付事業 (2)施設費交付事業
3 学位授与
(1)単位積み上げ型による学士の学位授与 (2)省庁学校修了者に対する学位授与 (3)学位授与事業の普及啓発
4 質保証連携
(1)大学等連携・活動支援 (2)国際連携・活動支援
5 調査研究
(1)大学等の改革の支援に関する調査研究 (2)学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 (3)大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究
6 大学・高専成長分野転換支援
IV 業務運営の効率化に関する事項
V 財務内容の改善に関する事項
VI その他業務運営に関する重要事項



2. 骨子案

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)の起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成3年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公私立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に取り組んでいる。
- 機構において、大学等の評価、施設費の貸付・交付事業等に加え、大学等の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、我が国の高等教育の発展に資するとともに、我が国社会の発展に寄与することが期待されている。
- 機構には国際的な質保証活動への積極的参画や国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供が期待されている。
- 機構が実施する学位授与は、高等教育の多様化の発展とリカレント教育の拡充を支援するものとして期待されている。

II 中期目標期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
1 大学の評価	我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。	<ul style="list-style-type: none">● 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。● 高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。● 機構が行った認証評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。● 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。

2. 骨子案

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
2 国立大学法人等の施設整備支援	<p>我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。● 事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。● 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。
3 学位授与	<p>高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 短期大学・高等専門学校卒業生等ですらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。● 各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。● 機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。

2. 骨子案

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
4 質保証連携	<p>我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。● 財務マネジメント機能の向上等の国立大学法人の運営基盤の強化促進を支援するため、国立大学法人と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、広くその成果の提供を行う。● 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポータル運営会議が示す運営方針に基づいて大学ポータルを運用し、その運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。● 我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。● 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）としての役割を果たす。
5 調査研究	<p>我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。● 我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。● 我が国の大学等の改革の支援や学位の授与に対する社会の要請に応えるため、情報処理の観点からその情報基盤と情報分析に関する調査研究を行う。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

2. 骨子案

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
6 大学・高専 成長分野転換 支援	<p>基本指針及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」(令和5年4月13日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。)に基づき、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付及びフォローアップとしてその取組の実施状況の把握等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 基本指針及び実施方針に基づき、大学及び高等専門学校(以下、大学等)に対して助成事業の公募を行うとともに、選定した大学等に助成金を交付する。● 選定した大学等における学部再編等に係る検討状況、取組の実施状況等を把握するとともに、各大学等における取組の効果を測定し、その結果を公表する。● 選定した大学等を対象とした会議(機能強化会議)を開催するなどの方法により、大学等の相互の連携等の促進を図る。

2. 骨子案

Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項

- 業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。
- 透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。
- 国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

Ⅴ 財務内容の改善に関する事項

- 運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。
- 保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。

Ⅵ その他業務運営に関する重要事項

- 法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。
また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。
- 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMO及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、「政府機関等のサイバー情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。
また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。
- 国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。